

【事案 26-164】手術給付金等支払請求

・平成 27 年 8 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

終身保険の特約について、保険期間の満了を迎えたが、満 80 歳を迎えるまで保障がある契約内容との認識であったとして、手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 57 年 7 月に契約した終身保険について、平成 26 年 6 月末に保険期間の満了を迎えたが、毎年送られてきている「ご契約内容のお知らせ」には本件契約の特約は「80 歳満了」との記載があるため、同年 9 月に迎える「満 80 歳」まで保険期間が継続すると認識していた。よって、同年 7 月に実施した手術給付金および当該申出に伴う慰謝料と実費を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款にて、契約年齢に関する定めがあり、生年月日を基準とするものではなく、契約日または契約応当日を基準として計算することが明確に記載されている。そして、入院医療特約の保険期間については「主契約の被保険者の年齢が 80 歳となる契約応当日の前日まで」として定められている。
- (2) 契約申込書においても、「満年齢」と「契約年齢」とが併記されており、両者が異なる概念であることは一目瞭然である。さらに、保険証券においても、特約の保険期間について明示されている。加えて、「ご契約内容変更明細書」においても、特約の保険期間の終期が明示されている。
- (3) 「ご契約内容のお知らせ」において、特約の保険期間が「80 歳満了」と記載されていることをもって、満 80 歳まで保険期間が継続する、と主張するが「ご契約内容のお知らせ」には、「年齢は、契約年齢をもとに約款に基づいて計算したものを印字しています。」との注意書きが記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、申立内容を確認するとともに、和解を相当とする事情の有無を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険期間は保険契約の基本的事項であり、保険契約者間の公平の観点からも、特段の事情がない限り、約款の規定に従う他はなく、保険会社の取扱いは妥当であることが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。